

令和 8 年度第 1 回千葉南警察署協議会

1 開催日

令和 8 年 6 月 23 日（火曜日）

2 開催場所

千葉南警察署

3 出席者

・協議会委員 8 人 ・警察署 12 人

4 業務報告

交通事故発生状況と自転車に対する施策について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】速度取締り指針について

【答申】なし

【諮問】駐車監視員活動ガイドラインについて

【答申】なし

6 委員からの要望・意見等

【質問】4 月以降、自転車に反則切符で取締りを行った違反内容と件数を教えていただきたい。

【回答】当署管内で交通反則切符による取締りは現在まで実施していません。

イエローカードによる指導警告は実施しています。

【質問】自転車に乗る際にヘルメットを着用していますが、自転車を置いて電車に乗る場合など、ヘルメットの始末に困ってます。

【回答】自転車のヘルメットの取扱いについては、チェーン錠などで盗難防止を図っていただくほか、折りたたみ式のヘルメットなど携行性を高めたものもありますので参考としてください。

【質問】車道が狭くて怖いので、自転車歩道通行可ではない歩道を走ってしまうことがあります。

【回答】自転車は、原則、車道となっていますが、道幅が狭い上、交通量が頻繁で車両と

接触する危険性があるなど、やむを得ないと認められる場合は歩道通行が可能です。

年齢的なところでは13歳未満の児童と70歳以上の方は歩道通行が可能です。

ただし、歩道は歩行者が最優先となるので、歩行者に十分注意して通行してください。

【質問】一時停止の標識は、「止まれ」と日本語表記だけの標識をよく見かけますが、外国人が増加しているので、「STOP」と英語を同時表記した標識に順次交換してはどうか。

【回答】順次、「STOP」と表記のある標識に交換をしています。

【質問】泉谷小学校の校門近くの道路では、「児童が車道を渡るのは危険」ということで、車道の横断歩道ではなく、遊歩道に降りて校門に向かうことをルールとしています。

ルールが周知されていないためか、小学校の反対側で車から降りた児童が車道を横断している状況が見受けられるので、地域住民で遊歩道に降りる階段付近の柵に横断禁止の看板を設置して構わないでしょうか。

【回答】児童の道路横断ルールは、学校が規定しているものであり、「横断禁止」と表示することは近隣住民の方や他の通行人に誤解を与える可能性があるため、実施すべきではないと考えます。

学校への申し入れによりルールの再周知をしていただくとともに、学校からの現地指導などで改善を図っていただければと思います。

【質問】毎日ではありませんが、近所の家から子供を怒鳴りつける声が聞こえます。どのような対応をするべきか教えていただきたい。

【回答】少しでも児童虐待が疑われるようなことがあれば、不確定な情報でも構わないので、ためらわずに110番通報若しくは警察署に通報して下さい。

中には、警察に通報するのに抵抗がある方もいると思われるので、その場合は、児童相談所虐待対応ダイヤル189番を活用していただきたいと思います。189は、「いちはやく」と覚えてください。

【質問】自転車の無料点検のキャンペーンを他の地区でも実施できませんか。

他の地区でも実施していただけると皆さんの関心も高まると思います。

【回答】今のところは鎌取イオンのみとなります。

今後、他の場所での実施を検討したいと思います。

【質問】 自転車を通るべき場所に車が駐車、停車していることがあるが、学生や子供達は車道を走らなければいけないという意識が強く、車を避けて車道の方へ出てきてしまう状況を見かけます。このような場合は、危険回避ということで自転車は歩道を通行してよいのでしょうか。

【回答】 車道を走る方が危険ですので、歩道を通行することが可能です。

【質問】 自転車に関係する事故の主な原因は何ですか。

【回答】 交差点などでの安全不確認が多く見られます。

【質問】 樹木などで標識が隠れている場合の連絡先はどこになるのか。

【回答】 連絡先が不明な場合は、警察に通報してください。現場確認をして、道路管理者等に引き継ぐなどの対応を図ります。

【質問】 車を運転中に道路の真ん中を歩いている歩行者、高齢者を見かけることがあります。その場合の対応について何かありますか。

【回答】 そのような歩行者、高齢者を見かけた場合は警察に通報をしてください。

【質問】 交通標識についてですが、小学校や中学校周辺の通学路にあたっているところだけでも色褪せている標識を交換してもらえないでしょうか。

【回答】 該当場所を教えていただければ、現場を確認して、本部に申請をします。

【質問】 9月1日の道路交通法の改正で、住宅街の道路の規制速度が30キロになると聞きましたが、キャンペーン等の周知活動を予定していますか。

【回答】 今後、検討していきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

委嘱状交付を実施した。